

報第4号

地方独立行政法人京都市産業技術研究所が徴収する料金の上限の認可について  
緊急を要したため、別紙の地方独立行政法人京都市産業技術研究所が徴収する料金の上限について認可したので、報告するとともに、承認を求める。

平成26年4月16日

京都市長 門 川 大 作

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により提案する。

地方独立行政法人京都市産業技術研究所が徴収する料金の上限

使用料

| 区 分           | 使 用 料       |             |
|---------------|-------------|-------------|
|               | 半 日         | 全 日         |
| 機械又は装置（1台につき） | 円<br>10,280 | 円<br>20,570 |
| 実験室又は実習室      | 12,850      | 25,710      |
| 講義室           | 2,570       | 5,140       |
| ホール           | 10,280      | 20,570      |

備考

- 1 「半日」とは午前8時30分から正午まで又は午後1時から午後5時までを、「全日」とは午前8時30分から午後5時までをいう。
- 2 この表に掲げる使用時間の区分を超えて機械及び装置並びに実験室、実習室、講義室及びホールを使用する場合の使用料は、30分までごとに、その直前の使用時間の区分に係る使用料の30分当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- 3 開所時間の変更に伴い、使用時間の区分を変更する場合の使用料は、この表に掲げる使用料との均衡を考慮して、そのつど別に定める。
- 4 本市の区域内に住所を有しない者又は本市の区域内に事務所若しくは事業所を有しない個人若しくは法人その他の団体の使用に係る使用料は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。

手数料

| 区 分       | 単 位 | 手数料                   |
|-----------|-----|-----------------------|
| 定性分析      | 1成分 | 510円以上<br>7,200円以下    |
| 定量分析      | 1成分 | 510円以上<br>10,280円以下   |
| 半定量分析     | 1試料 | 510円以上<br>10,280円以下   |
| 物性試験      | 1項目 | 410円以上<br>20,570円以下   |
| 鑑定、検定又は調査 | 1件  | 1,020円以上<br>10,280円以下 |

|                                      |     |                                                               |
|--------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------|
| デザインの作成，製図又は設計                       | 1 件 | 2, 570 円以上<br>123, 420 円以下                                    |
| 研究，加工，製作，指導又は特に複雑で<br>長期にわたる試験若しくは調査 | 1 件 | 1, 330 円以上<br>15, 420 円以下                                     |
| 成績書の謄本の発行                            | 1 通 | 360 円。ただし，図面等の<br>添付又は外国語への翻訳を<br>必要とするものについて<br>は，別に実費を加算した額 |

備考

- 1 本市の区域内に住所を有しない者又は本市の区域内に事務所若しくは事業所を有しない個人若しくは法人その他の団体の依頼に係る手数料は，この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。
- 2 軽易な指導は，無料とすることができる。